

平成23年8月31日裁決

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分について、厚生年金保険法附則第8条の規定による特別支給の老齢厚生年金(以下「特老厚年金」という。)の受給権を取得した年月を平成〇年〇月とし、平成〇年〇月から当該年金を支給する旨に変更することを求める、ということであると解される。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、特老厚年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、受給権を取得した年月を平成〇年〇月とし、厚生年金保険の被保険者期間〇〇月をその額計算の基礎とした特老厚年金を支給する旨の裁定(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由は、審査請求書の「審査請求の趣旨及び理由」欄及び再審査請求書の「再審査請求の趣旨及び理由」欄に記載の部分をそのまま掲記すれば、次のとおりである。

#### (審査請求書)

〇〇〇〇年〇月〇日、〇〇年金事務所に、今現在私の年金はどのようにになっているのか?また、何時から戴けるのか?と相談に行きました所、その時点で被保険者期間の〇〇〇月以上で資格は満しているため60才から戴けると説明を受け、制度共通年金見込額照会回答票も出しても

りました。その後「ねんきん特別便」も届き、年金記録を見て受給資格も有り、間違いなくこの通り戴ける物と信じておりました。又、その時は介護の仕事もしておりましたので、なんとか細ぼそながら生活出来ましたが、昨年失業し現在もハローワークで仕事を探しておりますが若い人でも仕事が無い現状で〇〇才の私には仲々思い通りの仕事は見つからず、そこでこの度、年金を戴きたく手続きにまいりました。ところが今回請求した書類に不備が有るから年金はもらえないと云われ特例措置請求を出し、請求は認められましたが受給権が平成〇年〇月〇日での発生と成り、当所の説明と違います。これは〇〇〇年金事務所の手違いと説明の問題が有ったと思います。私は、当所の説明通り60才から受ける権利が有ると思います。60才前に受給に際し記録に不備が無いかどうか確認したのにもかかわらず、担当者の勉強不足により誤った回答をされました。私達国民にしたらプロの担当者を信じる以外有りません。当時の担当者から戴いた資料が有りますので添付致します。(再審査請求書)逆のぼり60才から年金を出して欲しい。審査請求を棄却された審査官の判断2に有ります配偶者に関する情報の提供の部分の内容に対し新たに、〇年〇月に専ら所に離婚の話等もした上で相談に乗って戴いたことの解かる書類が出て来ましたので新たに添付致します。60才前に受給に際し記録に不備が無い確認したのにもかかわらず、誤った回答をされました。その時点で気付いていればこの様な事態にはならなかったはずで。年金〇〇〇〇円で生活するのはとても大変です。生活保護を受けずこれからも自分の年金だけで頑張っていきたいと思えます。

### 第3 当審査会の判断

- 1 特老厚年金の支給要件については、1年以上の厚生年金保険の被保険者期間(以下、単に「被保険者期間」という。)を有することと、年齢が65歳未満で原

則として60歳以上であることという前提条件のほか、資格期間が定められている。この資格期間は、原則は、国民年金法第5条第2項に規定する保険料納付済期間と同条第3項に規定する保険料免除期間（以下、単に「保険料納付済期間」、「保険料免除期間」という。）を合算した期間が25年（300月）以上であるが、特例として、被保険者期間を有する者で、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある者は、資格期間を満たしているものとみなされることとなっている。そして、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）附則第21条第1項は、「国民年金法第7条第1項第3号に規定する第3号被保険者・・・又は第3号被保険者であった者は、平成17年4月1日前のその者の第3号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち・・・国民年金法第5条第2項に規定する保険料納付済期間・・・に算入されない期間・・・について、厚生労働大臣に届出をすることができる。」と規定し、同条第2項は、「前項の規定により届出が行われたときは・・・届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。」と規定している（以下、平成16年改正法附則第21条の規定に係る届出を「3号特例届出」という。）。

2 本件の場合、本件記録中の資料（A（以下「A」という。）を筆頭者とする除籍の謄本、請求人に係る年金記録である「厚年資格記録（共通）」、「被保険者記録照会（資格・納付Ⅲ）」、「国年資格記録Ⅱ」及び「記録部照会回答票（給付・新法）」、Aに係る年金記録である「厚年資格記録（共通）」、請求人作成の「国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届書」及び「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」、日本年金機構〇〇年金事務所長作成の「経過書」と題する書面）並びに本件手続の全趣旨によれば、請求

人は、上記の前提条件を満たした時点において、上記の資格期間として有していたのは、被保険者期間〇〇月及び保険料納付済期間〇〇〇月を合計した〇〇〇月であり、上記の25年（300月）という資格期間には足りなかったこと、そして、請求人は、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対して、昭和〇年〇月〇日に婚姻し、平成〇年〇月〇日に調停離婚をしたAとの婚姻期間中であった昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの〇〇月の期間（以下「本件係争期間」という。）について、3号特例届出を行ったこと（以下、これを「本件3号特例届出」という。）、それによってこの〇〇月（以下「本件〇〇月」という。）が、本件3号特例届出が行われた日である平成〇年〇月〇日をもって国民年金第3号被保険者（以下「第3号被保険者」という。）としての保険料納付済期間に算入されたこと、これによって、請求人は、前から有していた上記の〇〇〇月に本件〇〇月を併せて上記の資格期間を満たすに至り、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対して本件特老厚年金の裁定請求を行った結果、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、受給権を取得した年月を平成〇年〇月とする原処分がなされたこと、以上の事実が認められ、これによれば、原処分は前記1に示した関係法令の規定の内容に則ったものであり、それ自体には何らの不当な点の存しないことが明らかである。

3 これに対し、請求人は、前記第2の3のとおり主張し、原処分が受給権を取得した年月を平成〇年〇月としたのは不当であるとし、同年月を平成〇年〇月と改めることを求めているものである。

そこで、これを検討すると、次のとおりである。

(1) まず、請求人の主張は、平成〇年〇〇月に年金事務所（注：〇〇〇社会保険事務所のことと推認される。以下「本件事務所」という。）においてAとの離婚の話等もした上で年金相談に乗っ

でもらった経緯があり、平成〇〇年〇月〇日に本件事務所を訪ねて特老厚年金の受給可否・受給時期などを相談したときには、請求人は特老厚年金の前記資格期間である300月を満たしているから、60歳に達したら受給できるとの説明を受け、その後「ねんきん特別便」も届き、その年金記録を見て資格期間が満たされていると確認し、間違いなく60歳から受給できると信じていたのであるから、本件事務所の手違いと説明に問題があったのは明らかであり、請求人は、本件事務所の当初の説明どおり、60歳から特老厚年金を受給できる権利があるというものと解される。

- (2) たしかに、保険者側の誤った説明・教示等によって、被保険者が届出・裁定請求等を適切な時期に行うことができず、そのために本来有していた権利の行使が妨げられたといえるような特段の事情の存するときは、行政実務の分野にも適用があると解される信義則の法理などに照らし、手続上その是正を図るのを相当とする場合もあり得ないではないから、この点について検討する。

まず、平成〇年〇月における本件事務所での相談の内容についてであるが、本件事務所が平成〇年〇月〇日〇時〇分にオンライン端末機から打ち出した請求人に係る年金記録である「被保険者記録照会（納付Ⅱ）」（以下「本件記録①」という。）においては、平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇月までの期間（以下「本件期間①」という。）はすべて第3号被保険者期間となっているが、本件事務所が平成〇〇年〇月〇日〇時〇〇分にオンライン端末機から打ち出した請求人に係る年金記録である「被保険者記録照会（納付Ⅱ）」（以下「本件記録②」という。）においては、本件期間①はすべて国民年金第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）期間であって保険料が納付

されていない期間とされ、本件期間①のうち平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月までの期間（以下「本件期間②」という。）につき、平成〇年〇月〇日に保険料が一括納付され保険料納付済期間となったことを総合すれば、この時の相談の目的・内容は、請求人がAと平成〇年〇月〇日に調停離婚したことを本件事務所担当者に話し、誤って第3号被保険者期間とされていた本件期間①を第1号被保険者期間に正しく訂正した上で、その時点において保険料徴収権が時効消滅していなかった本件期間②に係る未納保険料を一括納付することにより、同期間を保険料納付済期間とすることであったと推認され、その後、請求人が平成〇年〇月以降60歳に達するまでの期間についても第1号被保険者としての保険料納付を継続したことからもそれが裏付けられる。

Aの被保険者期間は、昭和〇年〇月〇日（資格取得）、昭和〇年〇月〇日（資格喪失）、昭和〇年〇月〇日（資格取得）、昭和〇年〇月〇日（資格喪失）、昭和〇年〇月〇日（資格取得）、昭和〇年〇月〇日（資格喪失）となっているから、請求人について、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇月の期間（以下「本件期間③」という。）は第1号被保険者期間で、本件係争期間は改めて第3号被保険者期間として届け直すのが正しい手続であるところ、本件記録①及び②において、本件期間③及び本件係争期間は、昭和〇年〇月から継続する第3号被保険者期間とされていた。そして、本件期間③及び本件係争期間が正しいものに訂正されたのは、本件3号特例届出時であるところ、当該訂正がなぜ平成〇年〇月〇日の上記相談時になされなかったかといえば、請求人の相談の目的・内容がAとの調停離婚以降の期間に係る保険料納付という点に絞られてしまい、請求人及び本件事務所担当者の注意・関心

が本件期間③及び本件係争期間にまで向かわなかったのではないかと推認されることと、仮に本件事務所担当者が本件期間③及び本件係争期間の誤りに気が付いたとしても、当時、平成16年改正法はまだ施行されておらず、本件係争期間を遡及して第3号被保険者期間とする術がなかったという事情もある。もちろん、平成16年改正法の施行日である平成17年4月1日以降に本件期間③及び本件係争期間を正しいものに訂正する機会があったにもかかわらず、保険者がその機会を逸して、本件3号特例届出時まで当該訂正が行われなかったのは、保険者の怠慢若しくは職務義務違反であって許されないとの見方もあり得なくはなく、請求人はその旨も主張していると解することができるから、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日における本件事務所での相談内容等の当否を以下検討する。

本件事務所が平成〇年〇月〇日〇時〇分にオンライン端末機から打ち出した請求人に係る年金記録「制度共通被保険者記録照会回答票」によれば、請求人の被保険者期間は〇〇月、保険料納付済期間は〇〇〇月、合計で〇〇〇月とされており、請求人は、前記資格期間の300月を満たしている旨本件事務所担当者から説明を受けたものと推認される。また、本件事務所が平成〇年〇月〇日〇時〇〇分にオンライン端末機から打ち出した「制度共通年金見込額照会回答票」によれば、請求人に係る、平成〇年〇月現在の特老厚年金の年金見込額は〇〇万〇〇〇〇円で、受給権発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日（60歳）であるとされている。こうした経緯を踏まえれば、請求人がその60歳到達日を受給権発生日とする特老厚年金の支給を期待し、確信していたのには無理からぬ事情があったともいえるが、平成〇〇年〇月〇日及び〇年〇月〇日における本件事

務所の対応は、誤って記録されていた本件期間③及び本件係争期間が正しいものであるとの前提に立ってなされたもので、その前提が誤っているのではないかという検証を本件事務所担当者は当然すべきではなかったのかと考えられなくもないが、それは、これを後から振り返っての結果論であり、両日の相談において前記Aの被保険者期間が話題に上ったとは本件記録からうかがえないこともしんしゃくすれば、本件事務所担当者の当時の対応はやむを得なかったというべきであり、職務上の義務に違反したものとまで認めることはできない。また、本件期間③を第1号被保険者期間として正しく届け出て、その届出を前提として本件係争期間を改めて第3号被保険者期間として届け直すことは、本来、請求人の国民年金法上の義務であったにもかかわらず、請求人がそれをしたとは認められないから、本件のそもそもの問題の発端は請求人がこの第1号被保険者及び第3号被保険者に係る届出を失念したことにあるというべきであり、そのことを不問に付して、保険者側の怠慢若しくは職務義務違反だけを一方的に認定するのははなはだ均衡を欠くものといわざるを得ず、この点からも、本件に対する信義則の法理の適用は相当ではない。

(3) したがって、請求人の主張は採用することができない。

第4 よって、原処分は適法・妥当であり、本件再審査請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。